

令和5年度答申第2号

令和5年6月14日

諮問番号 令和4年度諮問第3号（令和4年12月12日諮問）

審査庁 香芝市長

事件名 浄化槽清掃業にかかる不許可処分の取消等請求事件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

### 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

## 理 由

### 第1 請求の趣旨

香芝市長が、審査請求人に対し、令和4年4月1日付け「香芝市指令市衛第〇号」でした不許可処分を取り消し、許可する。

### 第2 事案の概要

#### 1 経緯

本件は、審査請求人が、香芝市内の浄化槽の清掃を業として行うため、香芝市長（以下「市長」という。）に対し、浄化槽法に基づいて、浄化槽清掃業の許可を申請したところ、市長がそれを拒否する処分（以下「本件不許可処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件不許可処分の取消し及び許可を求めるものである。

## 2 前提事実等

### (1) 浄化槽法

浄化槽法は、浄化槽の清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない（第35条第1項）と定めるとともに、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者には許可を与えてはならない（第36条第2号ホ）としている。

(2) 審査請求人が、浄化槽法に基づいて、市長に浄化槽清掃業の許可を申請した当時、香芝市内の浄化槽の清掃業はA社及びB社の2社（以下「既存の2許可業者」という。）のみが市長の許可を受けて行っていた。

(3) 審査請求人は、令和4年2月22日付けて、本件不許可処分に係る浄化槽清掃業の許可を申請するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、浄化槽から引き出された汚泥及びスカム（以下「浄化槽汚泥等」という。）の収集運搬業の許可をも申請したが、市長がこれを拒否する決定（以下「浄化槽汚泥等収集運搬業不許可処分」という。）をしたので、行政不服審査法に基づき、その取消しと許可を求める審査請求をした。

### (4) 本件不許可処分の理由

今後浄化槽汚泥等の増加が見込めない中、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な処理が行われており、これを踏まえて一般廃棄物の処理計画が作成されていることから、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせるのが相当であるため。

また、浄化槽清掃業の許可のみでは、業務の適正な執行が担保されないため。

## 第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

### 1 争点

本件不許可処分に違法又は不当があるかどうか。

### 2 争点に対する当事者の主張の要旨

(審査請求人)

本件不許可処分が適法又は相当であるためには、それが基礎としている香芝市の一般廃棄物処理計画(以下「本件処理計画」という。)が合理的なものでなければならない。

しかしながら、本件処理計画は

- ア 浄化槽法が、浄化槽清掃業につき、複数の業者による相互の自由競争を前提としているにもかかわらず、それを否定する内容となっている。
- イ 今後、香芝市内において排出される浄化槽汚泥等の増加が予測されるにもかかわらず、増加することが考慮していない。
- ウ 既存の2許可業者が適切に浄化槽汚泥等の収集運搬していないにもかかわらず、適切に収集運搬しているとしている。
- エ 許可業者が2業者のみでは、たとえばいずれかの業者が業務を遂行できなくなった場合には、香芝市内の浄化槽汚泥等が収集運搬できなくなり、危機管理上の問題がある。

点において誤りがあるから、本件不許可処分は違法又は不当がある。

(市長)

浄化槽の清掃業許可においては、浄化槽の清掃後の汚泥等を適切に収集運搬できることが許可要件のひとつであり、このことは最高裁の判例(最高裁判所平成5年9月21日判決)でも示されている。

したがって、審査請求人は浄化槽汚泥等を収集及び運搬するのに必要な、廃棄物処理法に基づく、浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可を有しておらず、また他の事業者に業務委託をするなどして適切にそれを収集運搬する手段も有していないことから、審査請求人は浄化槽法が許可を与えてはならない者としている第36条第2項ホが定める「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」に該当する(最高裁判所平成5年9月21日判決参照)。

第4 当審査会の判断

まず、浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可においては、浄化槽を清掃した後に排出された汚泥等を適切に収集運搬できることが許可要件のひとつとされていると解するのが相当である（最高裁判所平成5年9月21日判決参照）。

そうすると、市長が、令和4年2月22日付けの審査請求人による、廃棄物処理法に基づく、浄化槽汚泥等の収集及び運搬業の許可申請に対し、同年4月1日付け「香芝市指令市衛第〇号」で拒否処分をしたこと、そして当該拒否処分に違法又は不当がないことは、当審査会が令和5年6月14日付け「令和5年度答申第1号」で示したとおりであるから、審査請求人は浄化槽汚泥等を収集及び運搬するのに必要な、廃棄物処理法に基づく、浄化槽汚泥等の収集運搬業の許可を有しておらず、また他の事業者にも業務委託をするなどして適切にそれを収集運搬する手段も有していないことから、審査請求人は浄化槽法が許可を与えてはならない者としている第36条第2項ホが定める「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」に該当する（最高裁判所平成5年9月21日判決）」とした市長の主張はこれを是認することができる。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件処分に違法又は不当があるとすることはできない。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

香芝市行政不服審査会

会長 金谷 重樹

委員 下村 敏博

委員 赤宗 桂一